

寄附に係る優遇措置のご案内（法人様用）

平成24年4月1日からの公益財団法人への移行により、当協会は税法上の特定公益増進法人となりました。これに伴い、法人の皆様からのご寄附について、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が受けられるようになりました。すなわち、当協会に対する寄附金は、一般の寄附金の「損金限度額」と別枠で「特別損金限度額」まで損金算入が認められます。

<一般の寄付金の損金算入限度額>

$$\text{一般の寄附金の損金算入限度額} = (\text{a 資本金基準額} + \text{b 所得基準額}) \times 1 / 4$$

但し、a) 資本金基準額 = 期末資本金等の額 × (当期の月数 / 12) × 0.25%

b) 所得基準額 = 当期の所得の金額 × 2.5%

これに加え、別枠として以下が損金算入できます。

<特別損金算入限度額>

$$\text{特定公益増進法人（当協会）に対する寄附金の特別損金算入限度額} = (\text{c 資本金基準額} + \text{d 所得基準額}) \times 1 / 2$$

但し、c) 資本金基準額 = 期末資本金等の額 × (当期の月数 / 12) × 0.375%

d) 所得基準額 = 当期の所得の金額 × 6.25%

この制度の適用を受けるためには、法人税の確定申告の際に、「寄附金の損金算入に関する明細書」の添付と当協会発行の領収書及びその寄附をその主たる目的の業務に関連する寄附金である旨を証する書類を保存して頂くことが必要です。

（損金算入限度額は、その法人の資本金や所得金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署、税理士会相談室や税理士にご確認ください。